## 日本学術振興会 日独共同大学院プログラム

# Japanese-German Graduate Externship —International Research Training Groups—

令和5(2023)年度分 募集要項

令和 3 (2021)年 1 0 月 独立行政法人 日本学術振興会

## 1 趣旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)は、ドイツ研究振興協会 (Deutsche Forschungsgemeinschaft: DFG)と協力して、「日独共同大学院プログラム」 (Japanese-German Graduate Externship —International Research Training Groups: IRTG—)を実施しています。

本事業は、日本側とドイツ側の大学が協力して大学院の教育研究を共同で行うものです。具体的には、博士課程在学者が、相互に相手国の大学院でその教育を受け研究活動に従事し、教員及びポスドク等の若手研究者(以下、「教員等」という。)についても双方の大学院が相互派遣を行うとともに、国際共同学位(ジョイント・ディグリー(以下、「JD」という。)又はダブル・ディグリー(以下、「DD」という。))プログラムを実現します。これにより、日独の大学院における組織的な学術の国際交流を促進し、博士課程における若手研究者の育成及び国際的な共同研究の充実に資することを目指しています。

活動形態は、以下の4項目とします。

- (1) 博士課程(一貫制の場合は博士後期課程)に在籍する大学院学生を、ドイツの大学院(エクステンション・プログラムを含む)に派遣し、共同で当該学生の教育、研究指導、博士論文の作成指導等を行います。
- (2) ドイツの大学院に教員を派遣し、派遣先大学院における講義、研究指導及び博士論文の作成指導等を行います。
- (3) 大学院学生及び若手研究者の研究発表を主な内容とする共同セミナー等を行います。
- (4) プロジェクト実施期間内に、国際共同学位(JD 又は DD) プログラムを構築することとします。

#### 2 対象研究分野

すべての学術分野を対象とします。

#### 3 申請資格

#### (1) 対象機関

申請が可能な機関は、国公私立大学(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立 学校及び私立学校(学校法人が設置する大学に限る)である大学)のうち、下記の条件を満 たす大学とします。

① 大学院博士課程を有すること。

② 組織的な教育研究体制が整備されていること。

#### (2) 申請者等

専攻又は同一大学内の専攻の組み合わせを申請単位とし、当該プロジェクトの実施組織代表者として、研究科長が学長を通じて申請してください。

なお、既にドイツ側の当該大学院と国際共同学位(JD 又は DD)プログラムを実施している 専攻は、本事業に申請できません。

#### (2) コーディネーター

申請単位となる専攻に所属する常勤又は常勤として位置づけられている教員1名をコーディネーターとして置いてください。

「コーディネーター」とは、当該専攻に所属する日本側教員のうち、ドイツ側の大学及び 教員とともに、プロジェクトの構築・遂行に中心的役割を果たし、プロジェクト実施に責任 を持つ者をいいます。従って、プロジェクト実施期間中に退職等により、その責任を果たせ なくなることが見込まれる場合、コーディネーターとなることは避けてください。

#### 4 プロジェクト実施期間

最長5年間(令和5(2023)年10月1日から令和6(2024)年3月31日までに開始すること。)

### 5 採択予定件数

1 件程度

- 6 本会支給経費(予定)(ドイツ側に係る経費は、DFG が支給します。)
  - (1) 支 給 額 1プロジェクトあたり 1, 500万円以内/会計年度 (実施期間での総額は 7, 500万円以内)
  - (2) 支給経費の使途
- ①日本側大学院学生の外国旅費・国内旅費
- ②日本側教員等の外国旅費・国内旅費
- ③日本側開催の共同セミナー開催費
- ④その他
- ※ 旅費(外国旅費・国内旅費の合計)が各年度プロジェクト経費総額の50%以上である必要があります。

#### (3) 支給方法等

- ① プロジェクトの実施に要する業務について、実施組織代表者の所属する大学に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。
- ② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。
- ※ 詳細は、別紙1「日独共同大学院プログラム 経費の取扱いについて」を確認してください。

#### 7 申請手続

#### (1) 提出書類

本事業に申請を希望する大学(研究科)は、所属大学長を通じて次の申請書類を本会に提出してください。

- ① 日独共同大学院プログラムの申請について(様式A) ワード
- ② 日独共同大学院プログラム申請書(様式1/和文) ワード
- ③ 日独共同大学院プログラム申請書 経費(様式1別紙) エクセル
- ④ 日独共同大学院プログラム申請内容要旨(様式2/英文) ワード

#### (2) 申請受付期間

令和4(2022)年10月26日(水)~令和4(2022)年11月1日(火)

17:00【本会必着】

(所属大学ごとに学内での締切日が異なりますので、注意してください。)

- ※一度提出された申請書は、差し替えは認められません。
- ※本会は上記締切日を過ぎた申請書は、いかなる理由があっても一切受け付けません。ただし、DFGによる draft proposal の審査が終了していない場合は、本会にご相談ください。draft proposal については、「8 申請に際しての留意事項」を参照ください。

#### (3) 提出方法

申請書類のデータは zip ファイルにまとめ、ファイル名を「機関番号\_申請大学名. zip」とした上で、以下のとおり URL ヘアップロードしてください。

#### 申請書類のファイル名:

- ① 日独共同大学院プログラムの申請について (様式A):機関番号 大学名 00
- ② 日独共同大学院プログラム申請書(様式1):機関番号 大学名 01
- ③ 日独共同大学院プログラム申請書 経費(様式1別紙):機関番号 大学名\_02
- ④ 日独共同大学院プログラム申請内容要旨(様式2):機関番号 大学名\_03
- ※アップロードに必要な URL 及びパスワードは、申請予定大学に個別に連絡しますので、申請を予定する大学はメール件名を「大学名: R5 年度日独申請」とし、externship@jsps.go.jpまで連絡してください。

#### (4) 申請する審査区分の選択

申請者は、自身の申請書の審査を希望する区分を下記ウェブサイトに掲載している「書面審査セット表」の2ページ目以降の「国際交流事業審査区分表(総表)」から選択してください。合議審査区分名と書面審査区分番号および区分名は「様式1」1ページ目の上段枠(合議審査区分、書面審査区分番号・名称の欄)内に記入をお願いします。

ウェブサイト URL: https://www.jsps.go.jp/j-jg\_externship/04\_download.html

#### 8 申請に際しての留意事項

(1) ドイツ側大学の IRTG への申請

本事業は、DFG が実施している IRTG と連携し、双方で共同採択を行い、日独の大学がそれ

ぞれ日本側は本事業、ドイツ側は IRTG において支援を受けて実施することとしています。そのため、申請に際しては、日本側申請大学と協力してプロジェクトを実施するドイツ側大学も、IRTG への申請を行うことが必要です。本事業を双方が同時期に開始できるように、ドイツ側大学が DFG による draft proposal の審査通過後、full proposal (※)を提出済みであることを日本側申請大学の申請要件とします。この要件が満たされていない場合、本会への申請は無効になりますので注意してください。

また、プロジェクト実施期間を通じて、ドイツ側大学が IRTG において支援を受けていることが必要です。

IRTG については、以下の DFG のウェブサイトをご覧ください。

http://www.dfg.de/en/research\_funding/programmes/coordinated\_programmes/research\_t raining\_groups/international\_rtg/index.html

なお、本事業の申請書と、DFG が実施する IRTG の申請書は、内容においてすべて一致するものではありません。

- ※ IRTG では、2 段階の申請手続をとっています。ドイツ側大学は、まず簡単な申請内容(draft proposal) を DFG に提出します。 DFG は、その中で評価が高い申請についてのみ正式な申請書 (full proposal) の提出を求め、採否の審査を行います。そのため、draft proposal の提出前に、申請内容について、ドイツ側大学と協議してください。
- ※ 今回の募集より、DFG が実施するドイツ側大学の draft proposal 審査に、本会が選考した審査委員も参画します。
- (2) 国際共同学位(JD 又は DD) プログラムについて

JD 又は DD は、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(平成26年11月)を踏まえたものである必要があります。

#### (3) 他事業との重複等について

① 本会の国際交流事業では、既に研究代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。

また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間にコーディネーターの変更 を行うことは認めません。

- ② 国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがあるコーディネーターは、それが 今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にしたうえで申請してください。
- ③ 他制度で既に支援を受けている活動に対して、本事業により重複して支援致しません。

#### 9 審査方法及び結果の通知

#### (1) 審査の基準

審査は、次の基準により行います。

(プロジェクトの目的、内容の意義・適切性)

- ① 日本側大学における研究者の育成に向けた取組み、理念におけるプロジェクトの位置付けが、明確に示されていること。
- ② 対象とする研究分野が、ドイツとの交流を進めるにあたって重要であると認められること。
- ③ 日本側とドイツ側の大学間における継続的な協力関係の形成が期待できること。
- ④ ドイツ側大学との質の保証を伴った交流の枠組みが期待できること。
- ⑤ プロジェクト実施期間内に、国際共同学位(JD 又は DD)プログラムの構築が見込めること(導入する国際共同学位プログラムが JD である場合、より高く評価する)。

#### (プロジェクトの準備状況、実施体制の妥当性)

- ⑥ ドイツ側大学との共同教育課程(若しくは構造化されたプログラム)が編成され、又は 編成に向けた具体的な準備が進められていること。
- ⑦ 対象とする研究分野において大学院教育や教育課程の国際化を図るに当たり、ドイツ側大学との連携が適切なものであること。
- ⑧ 日本側大学において、必要な組織的体制の整備が行われている、又は見込まれること。
- ⑨ 日本側及びドイツ側大学において、プロジェクトの目的を達成するに当たり必要な施設 設備、及び経済的負担の軽減措置が整備されている、又は見込まれること。
- ⑩ 日本側コーディネーター及び参加教員のこれまでの教育研究活動が当該分野において 世界的水準に達しており、コーディネーターがドイツ側大学と交流プロジェクトの調整 を行う者として適格であること。

#### (実施計画の妥当性)

- ① 大学院教育や教育課程の国際化に向けた取組みが、日本側大学における若手研究者育成の理念に沿って戦略的かつ組織的に計画されていること。
- ② 実施計画が具体的であり、かつ高い実現性が期待できるものであること。
- ③ プロジェクトの目的に沿った教育研究体制が、日本側及びドイツ側大学の参加教員等により有機的かつ効果的に組織されていること。
- ④ 本事業終了後のドイツ側大学との協力関係の維持・強化、並びに、質の保証を伴った大学院教育・教育課程の国際化及び若手研究者の育成に向けた方策が、具体的に計画されていること。

#### (教育研究効果)

- ⑤ 共同教育課程や国際共同学位プログラムは、ドイツ側大学との連携を活かした内容であること。
- ⑩ 国際的視野を備えた研究者の育成に向けた交流計画が、効果的に計画されていること。
- ① 我が国の大学院学生が、ドイツ側大学において広範な基礎的、革新的学術情報を収集できること。特に、当該プロジェクトへの参加により、より水準の高い博士論文の作成、質の高い共同研究の発表が見込めること。

#### (申請経費の合理性)

⑱ 申請経費の内容が妥当であり、計画上、必要不可欠なものであること。

#### (2) 選考方法、結果通知

① 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を実施します。

その後、DFGの審査結果と合わせて最終的な採否を決定し、令和5(2023)年1月(予定)に申請大学長あてに通知します。

本事業では1件の申請について、6人の書面審査員により書面審査が行われます。審査 の詳細については、本会「日独共同大学院プログラム」ウェブサイト上の「書面審査につ いて」の項目を確認してください。

[URL] https://www.jsps.go.jp/j-jg\_externship/04\_download.html

- ② 不採択となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請大学長あてに通知します。
  - ・不採択A (不採択の中で上位)
  - ・不採択B (不採択の中で中位)
  - ・不採択C (不採択の中で下位)

#### 10 採択決定後の手続き

申請大学長あてに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画書等の様式を送付しますので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

本会は実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度毎に決定し、通知します(実施計画書の内容に基づく査定、及び本会の予算状況により、申請した額から実際の配分額が減額されることがあります)。

#### 11 大学及びコーディネーターの義務

- (1) ウェブサイトを開設し、経費支援期間中及び終了後も積極的に情報を公開してください。 また、本事業の実施により生じた成果に関する諸権利について本会は関与しませんが、<u>成</u> 果発表に際しては本事業名を謝辞等に記載し、本事業の支援を受けたことを必ず明記して ください。
- (2) 事業実施3年度目に中間評価、事業の支援期間終了後に事後評価を、本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。

## 12 不正使用等に対する措置、不正行為(特定不正行為を含む)への対応等、研究倫理教育教材の履修義務、個人情報の取扱い等について

(1) 不正使用等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)、非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合には、採択決定の 取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の不正使用等に関する取扱いについては、別紙3「研究活動の不正行為及び 研究資金の不正使用等への対応に関する規程」を参照してください。

- (2) 研究活動における不正行為への対応
  - ① 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備に ついて

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正 行為への対応等に関するガイドライン」※1 (平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、 以下「ガイドライン」という)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下 のウェブサイトをご参照ください。

[URL] https://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/26/08/1351568.htm

② 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に 係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、実施組織代表者の所属機関は、「『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません)。

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、事業開始(契約締結日)までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和 4(2022) 年 4 月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。なお、令和5 年度以降も資金の配分を受ける期間中、毎年度チェックリストを提出する必要があります。

研究不正行為チェックリストの詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[URL] https://www.mext.go.jp/a\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意:なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。 e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

[URL] https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

③ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動に おける不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)が認められた

場合、事案に応じて委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を 求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

#### (ii) 交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、別紙3「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年12月6日規程第19号)のとおり、本会が交付するすべての研究資金の交付の制限措置を講じます。ただし、本事業においては特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に 対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業における資金の交付を制限します。

#### (iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[URL] https://www.mext.go.jp/a\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

#### (3) 研究倫理教育教材の履修義務

本事業により行われる研究活動に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を 未然に防止するため、プロジェクト開始日までに自ら研究倫理教育に関する教材(『科学 の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一』日本学術振興会「科学の健全な発展の ために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [el CoRE])、APRIN e-ラーニングプログラム(e APRIN)等)の通読・履修をす ること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることが必要です。

申請した課題が採択された後、実施組織代表者の所属機関には、本事業に参加する日本側研究者に対して、指定する期日までに研究倫理教育を受講等させ、それを確認したことを報告していただきます。

## (4) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択されたプロジェクトについては、コーディネーター及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側コーディネーター及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、プロジェクト名、予算額、実施期間、報告書並びに評価結果等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

特に EU を含む欧州経済領域所在の研究者が含まれる場合は、「GDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)」に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。GDPR の詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

#### 個人情報保護委員会

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/

#### 13 その他

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) 本会は、プロジェクト実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- (3) 本事業の研究成果の権利の帰属については、実施組織代表者の所属機関が我が国と相手国の法規を遵守して取り決めるものとし、本会は関与しません。実施組織代表者の所属機関は知的財産権の帰属について、あらかじめ規程等により定めておくようにしてください。

#### (4) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (https://researchmap.jp/) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協

力をお願いします。

#### (5) 安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは 下記をご参照ください。

- 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)
  - https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- ・ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック
  - https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター https://www.cistec.or.jp/index.html
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用)
   https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\_ji

(6) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○独立行政法人日本学術振興会の事業における論文のオープンアクセス化に関する実施方 針

[URL] https://www.jsps.go.jp/data/Open\_access.pdf

#### 【参考1:「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入 手できるようにすることをいいます。

#### 【参考2:オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①~③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間 (エンバーゴ) (※1)後(例えば6か月後)、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ(※2)又は研究者が開設するウェブサイト等に最終原稿を公開(セルフアーカイブ)(※3)することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するウェブサイト等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料(APC: Article Processing Charge)を負担することにより、 直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

#### ※1「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム (リポジトリ)などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

#### ※2「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

#### ※3「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するため に、出版社以外(研究者や所属機関)が、ウェブサイト(一般的には、機関リポジト

#### リ) に登録すること。

#### (7) JSPS-Net への登録について

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者1人1人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者 とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

https://www-jsps-net.jsps.go.jp/

#### 14 事業内容や募集要項についての問合せ

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人 日本学術振興会

国際事業部 研究協力第二課「日独共同大学院プログラム」担当

TEL: 03-3263-1918/1724 (ダイヤルイン)

E-mail: externship@jsps.go.jp

URL: https://www.jsps.go.jp/j-jg\_externship/index.html

#### 日独共同大学院プログラム 経費の取扱いについて

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部研究協力第二課

#### 1. 事業の実施方法

日独共同大学院プログラム(以下「本事業」という。)におけるプロジェクトは、実施組織代表者の所属する大学に対して、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が業務委託する方法により実施されます。

プロジェクトの実施にあたっては、振興会と大学(受託機関)との間で、業務の実施に係る契約(業務委託契約)を締結します。

業務委託契約により支払われた委託費は、**日本側大学の大学院学生及び教員等に使用する経費**です。本事業の実施においては、ドイツ側との<u>経費相互負担を前提</u>としていますので、ドイツ側大学の大学院学生及び教員等の来日に要する経費(航空券代、滞在費等)及び、相手国側研究者が自国において必要とする経費(プロジェクト実施に必要な消耗品購入、セミナー開催経費、セミナー参加旅費<<来日に要する旅費を含む>等)は、原則として**ドイツ側の負担**とします。

#### 2. 委託費の使途

委託費は、「プロジェクト実施経費」と「業務委託手数料」から構成されます。募集要項に 記載の「支給額」は、「プロジェクト実施経費」のみの金額です。

経費の使用にあたっては、税金を原資とする支援であることに鑑み説明責任が求められることにご留意いただき、事業の遂行に必要かどうか経費の支出の妥当性を判断した上で、社会通念上、妥当な金額となるよう適切に使用してください。

#### (1)プロジェクト実施経費

プロジェクトの実施に直接係る経費。

| 経費費目     | 主な使途  | 留意事項   |
|----------|---|--|
| 外国旅費国内旅費 | 日本側大学の大学院学生及び<br>教員等の海外・国内出張にかか<br>る経費(交通費、日当、宿泊料<br>等) | <ul><li>○旅費の算出について、計算方法、手続き等は、受託機関が定める規定等に基づくこと。</li><li>○プロジェクト参加者以外の者にかかる旅費は原則支出できない。</li></ul>  |
|          |   | ○外国旅費及び国内旅費の合計額は、プロジェクト実施経費総額の 50%以上であること。ただし、各人に宿泊料、日当を長期間支給するよりも、ある特定の宿泊施設を借り上げて現物支給という形態により「その他」費目から支出することが廉価であると判断した結果、50%を下回る見込みのあるときにはあらかじめ振興会へ相談すること。 |
| 物 品 費    | プロジェクトの実施に必要な備品・消耗品の購入                                  | ○ 購入した備品は、受託機関に帰属する。<br>なお、物品費の支出に際しては納品検査を<br>確実に実施する事務処理体制を整備して、   |

|        |  | 適切に行うこと。   |
|--------|--|--|
| 人件費·謝金 | プロジェクトに直接従事する者の<br>人件費、プロジェクトの実施に必要な知識、情報、技術の提供<br>(講演会等の謝金、個人の専門<br>的技術による役務の提供への謝金(講義、技術指導、原稿の執<br>筆、査読、校正(外国語等)等)、<br>データ・資料整理等の役務の提<br>供等への謝金、通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱)、学生等<br>への臨時的な労務による作業<br>代、被験者の謝金、等)に対する<br>経費 | <ul> <li>○雇用契約の締結においては、受託機関が契約の当事者となること。雇用に当たっては法令等に基づき適正な手続を行うこと。</li> <li>○雇用に伴う間接的な経費(社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の法定福利費)の支出も可能。</li> <li>○次のものには使用できない:</li> <li>・コーディネーターに対する人件費・謝金の支出</li> </ul> |
| その他    | 上記のほかプロジェクトの実施に<br>必要な経費(例:日本国内の会<br>議室及び会議に係る器具備品<br>の借料、会議に伴う茶菓・弁当<br>その他これらに類する飲食物(ア<br>ルコール類を除く)に係る経費、<br>成果刊行物等の印刷製本に要<br>する経費、国際電話・ファックス<br>料金、研究資材の運搬費、コピ<br>一代、業者委託による通訳・翻<br>訳料、ウェブサイト作成経費、海<br>外旅行保険料)   | ○ セミナー開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめること。  |

## 【留意事項】

次のものには使用できない:

- ・建物等施設の購入に関する経費
- ・不動産取得にかかる経費及び受託機関のオフィス維持のための経費(オフィス借料、光熱水料、 人件費等)
- ・事務職員の雇用に関する経費
- ・アルコール飲料代
- ・販売を目的とした印刷・製本に係る経費
- ・自己都合(受託機関の都合による場合を含む)による旅費や会場借料等のキャンセル料
- ・本事業実施中に発生した事故災害の処理のための経費
- ・そのほか、事業と直接的な関係が認められないもの

#### (2)業務委託手数料

本プロジェクトの実施にかかる業務遂行に伴い必要となる経費です。

業務委託手数料については、前述のプロジェクト実施経費の 10%とし、プロジェクト実施経費の外額として配分します。

なお、実際の使用にあたっては、受託機関の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

## (3)消費税

委託費配分額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

## 3. ドイツ側との経費負担区分

本会のプロジェクト実施経費は、日本側大学の大学院学生及び教員等にかかる旅費、並びに日本国内での活動にかかる経費にのみ、使用することを原則とします。

## 学術国際交流事業の重複制限一覧表

本表は、甲欄の事業に研究代表者等として新規に申請しようとする者及び甲欄の事業について既に研究代表者等として採択されている者が、乙欄の学術国際交流事業に申請する場合の重複制限を示したものです。

- ○:甲・乙欄双方の事業において重複して研究代表者となることが可能(双方の事業に申請できる)
- △:甲・乙欄双方の事業に申請できるが、同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可
- ▲:甲・乙欄双方の事業に申請できるが、双方の事業において重複して研究代表者となることは不可(甲・乙欄双方の事業に新規採択された場合は、いずれか一方を選択する)。
- ×:乙欄の事業に申請できない(甲欄の事業のみ実施する)。ただし甲欄の事業の最終年度を除く。
- : 同一の事業においては、原則として一つの研究課題のみ申請できる(甲欄の事業に採択されている場合は、甲欄の研究課題のみ 実施する)。

| 乙欄           |    | (共同研究、セミナー)二国間交流事業 | 国際共同研究事業 | 日独共同大学院プログラム | 研究拠点形成事業 | 日中韓フォーサイト事業 |
|--------------|----|--------------------|----------|--------------|----------|-------------|
|              |    | 新規                 | 新規       | 新規           | 新規       | 新規          |
| 二国間交流事業      | 新規 | Δ                  | 0        | 0            | 0        | 0           |
| (共同研究、セミナー)  | 継続 | Δ                  | 0        | 0            | 0        | 0           |
| 国際共同研究事業     | 新規 | 0                  | _        | •            | •        | •           |
| 国际共门切九争未     | 継続 | 0                  | _        | ×            | ×        | ×           |
| 日独共同大学院プログラム | 新規 | 0                  | •        | _            | <b>A</b> | <b>A</b>    |
| 口伝六四八十四ノロノノム | 継続 | 0                  | ×        | _            | ×        | ×           |
| 研究拠点形成事業     | 新規 | 0                  | •        | <b>A</b>     | _        | <b>A</b>    |
| 判凡规则从学来      | 継続 | 0                  | ×        | ×            | _        | ×           |
| 日中韓フォーサイト事業  | 新規 | 0                  | •        | <b>A</b>     | •        | _           |
| ロヤキサンパンイド芽未  | 継続 | 0                  | ×        | ×            | ×        |             |

#### 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程

平成 1 8 年 1 2 月 6 日 規 程 第 1 9 号

\*「不正使用等への対応に関する規程」は 平成20年3月28日規程第3号により制定 改正 平成25年3月13日規程第4号 改正 平成27年4月1日規程第3号 改正 平成28年3月31日規程第35号 改正 平成29年8月8日規程第34号 改正 平成30年3月31日規程第40号

#### (趣旨)

第1条 科学研究における不正行為や研究者等による競争的資金等の不正使用等は、科学を冒涜し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものである。その観点から、独立行政法人日本学術振興会(以下、「振興会」という。)は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)(以下、「研究活動のガイドライン」という。)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)(以下、「管理・監査のガイドライン」という。)及び「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて、振興会の担う業務に応じて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

#### (定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」 で定められたもののほか、次の各号のとおりとする。
- (1)「研究資金」とは、振興会が交付する全ての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。
- (2)「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、そのうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。
- (3) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

- (4) 「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。
- (5)「組織としての管理責任の履行」とは、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」が示す、特定不正行為及び不正使用に対応するため研究機関が行う適切な管理体制の整備をいう。

#### (対象となる研究活動)

第3条 対象となる研究活動は、研究資金の配分により行われる全ての研究活動とする。

#### (対象となる研究者等)

第4条 対象となる研究者等は、研究資金の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

#### (対象となる研究機関)

第5条 対象となる研究機関は、研究資金の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は研究資金 を受けている研究機関とする。

#### (告発等の受付)

第6条 特定不正行為又は不正使用等に関する告発又は告発の意思を明示しない告発に関する相談等(以下、「告発等」という。)は、原則として、被告発者が所属する(どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究機関(被告発者が振興会特別研究員の場合は当該者が専ら研究活動を行う受入れ研究機関とする。以下同じ。)が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発等を行う者(以下、「告発者等」という。)からの告発等を受け付けることができる。

#### (告発等受付窓口の設置)

- 第7条 振興会は、第6条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を監査・研究公正室に設置し、以下により告発等を受け付ける。
- (1) 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付ける。
- (2) 監査・研究公正室は、告発等があったとき、告発者等の所属・氏名・連絡先、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為又は不正使用等の態様、特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発等の有無、告発者等が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者等に対し第20条の内容を伝達する。
- (3) 告発等が監査・研究公正室以外の部課室にあったときは、当該部課室は速やかに監査・研究公正室に連絡する。

(4) 監査・研究公正室は、受け付けた告発等に係る研究資金の種別に応じて、当該告発等の内容を当該 研究資金担当課に連絡する。

#### (告発等の移送)

第8条 振興会は、告発等がなされた事案に関する研究資金の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者等にこの旨通知する。

#### (告発等の取扱い)

- 第9条 告発等の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 振興会は、原則として、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為の態様が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠が示されている告発等のみを受理する。
- (2)振興会は、特定不正行為については、原則として顕名による告発等のみを受理する。ただし、匿名の 告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の告発等による場合に準じた取扱いをすること ができる。
- (3) 振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティにより特定不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (4)振興会は、受け付けた告発等について、振興会が当該告発等に係る事案の調査・事実確認(以下、単に「調査」という。)を行うべき機関に該当しないときは、第11条第1項に規定する調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付し、回付された研究機関に対して当該研究機関に告発等があったものとして当該告発等を取り扱うよう通知する。また、ほかにも調査機関が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発等について通知する。

#### (告発者等・被告発者の秘密保持)

- 第10条 振興会は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び当該告発等に係る事案の調査の内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。
- 2 前項の規定にかかわらず、振興会は、調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中の調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は要しない。

#### (告発等に係る事案の調査)

- 第11条 告発等に係る事案については、原則として現に被告発者が所属する研究機関若しくは告発等をされた事案に係る研究活動を行った際に所属していた研究機関又は被告発者が当該告発等をされた事案に係る研究活動を行っていた研究機関(以下、「調査機関」という。)が調査を実施する。
- 2 振興会は、調査機関から調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、当該調査機関における調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容を解明し、調査

を完了させるよう要請する。

- 3 被告発者が調査開始のとき及び告発等をされた事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、第1項に規定する調査機関による調査の実施が極めて困難であると振興会が認める場合は、当該事案に係る研究資金担当課が第1項の調査を実施する。
- 4 前項に規定する調査に関し必要な事項については、別に定める。

#### (調査中等における一時的措置)

- 第12条 振興会は、被告発者に対し、調査機関による調査結果の報告を受けるまでの間又は前条第3項 に規定する調査の結果が確定するまでの間、当該事案に係る研究資金の執行停止を命ずることができる ほか、被告発者に交付決定した当該事案に係る研究資金の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている研究資金の採択の決定又は交付決定を保留することができる。
- 2 前項に限らず、振興会は、特定不正行為又は不正使用等の一部が認定された場合、又は被告発者が自 らの責任を果たさないことにより調査結果の報告が遅延している場合は、被告発者に係る研究資金につ いて採択又は交付決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を命ずることができる。

(特定不正行為若しくは不正使用等が認定された者又は組織としての管理責任が履行されていない研究機関に対する措置)

- 第13条 次の各号の場合、理事長はただちに必要な措置を執る。
- (1) 調査の結果、特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合
- (2) 調査機関が、振興会が所管する競争的資金に係る告発等の最終報告書を次のイからハで定める期限内に提出しない場合
  - イ 特定不正行為に係る調査においては当該調査機関の規程等を踏まえた調査期限内
  - ロ 不正使用に係る調査においては告発等を受け付けた日から210日以内
- ハ イ、ロに限らず、報告書遅延に合理的な理由があると振興会が認めた場合は、別に設けた期限内
- (3) 文部科学省が、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合
- (4) 文部科学省が、「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合

(特定不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等)

- 第14条 特定不正行為があったと認定された場合、理事長は、研究活動の特定不正行為に係る対応措置 を検討する委員会(以下、「検討委員会」という。)に対し、対応措置の検討を求める。
- 2 理事長は、検討委員会が調査機関等の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検 討した結果の報告を受けて措置を決定する。なお、当該被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申 立ての受付は行わない。

3 検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

#### (措置の対象者)

- 第15条 措置の対象者は次の各号のとおりとする。
- (1) 特定不正行為に関する措置の対象者は、次のイから口のとおりとする。
- イ 特定不正行為に関与したと認定された者
- ロ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に 係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任 を負う者として認定された著者
- (2) 不正使用等に関する措置の対象者は、次のイからハのとおりとする。
- イ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者
- ロ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者
- ハ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務(以下、「善管注意義務」という。)に違反して使用を行った研究者

#### (措置の内容)

- 第16条 理事長が第13条第1号で執る措置の内容は、次のとおりとする。
- (1) 事案に応じて、当該研究資金の交付決定を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。
- (2) 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- (3) 措置の対象者に交付している研究資金がある場合、当該研究資金制度の定めに基づき、未使用の研究資金について返還させる。
- (4) 措置の対象者に対し、一定の期間、研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が 執られた年度の翌年度以降、特定不正行為の場合は別表1、不正使用等の場合は別表2に定める期間 とする。
- (5) 前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に 定める。
- 2 理事長は、第13条第2号から第4号で執る措置として、「研究活動のガイドライン」又は「管理・監査のガイドライン」の定めるところにより、競争的資金の間接経費措置額の削減又は配分の停止を行う。

#### (対象研究資金以外のものに係る特定不正行為及び不正使用等)

- 第17条 振興会は、本規程が対象とする研究資金に加え、次の各号において特定不正行為又は不正使用 等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究 資金を交付しない。
- (1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

- (2) 前号に該当するものを除く「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」対象制度
- (3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(措置の通知、報告)

- 第18条 振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者等、措置の対象者及び対象研究機関、並びに措置の対象者が所属する研究機関に通知する。
- 2 振興会は、決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

(措置内容の公表)

第19条 振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表する。

(悪意に基づく告発等への対応)

第20条 振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者等の氏名の公表、刑事告発等を行うことができる。

(措置と訴訟との関係)

- 第21条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定 しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、措置を行うための合理的かつ客観 的な根拠が確認された場合は、訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。
- 2 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。
- 3 前項において、研究資金の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第22条 振興会は、特定不正行為若しくは不正使用等を行った又は組織としての管理責任の履行を怠った場合にとる措置の内容及び措置の対象となる研究者等の範囲について、あらかじめ研究資金の公募要領及び委託契約書(附属資料を含む。)等に記載し、研究者等及び研究機関に周知する。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、振興会の特定不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項 は、別に定める。

附 則(平成18年規程第19号)

この規程は、平成18年12月6日から施行する。

附 則(平成25年規程第4号)

- 1 この規程は、平成25年3月13日から施行する。
- 2 平成25年4月1日よりも前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての研究資金を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。
- (1) 研究資金により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は1~2年間
- (2) (1) を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は1~3年間
- (3) 研究等に関連しない用途に使用した場合は1~4年間
- (4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は1~4年間
- (5) (1) から(4) にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は5年間
- 3 この規程の施行日から平成25年3月31日までの間、第7条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。
- 4 競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程(平成20年規程第3号)は廃止する。

附 則(平成27年規程第3号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項、第13条第2号及び第17条第2号、第3号は、不正使用においては、平成26年 4月1日以降に配分した研究資金を対象とし、特定不正行為においては、平成27年4月1日以降に配 分した研究資金を対象とする。

附 則(平成28年規程第35号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第34号)

この規程は、平成29年8月8日から施行する。

附 則(平成30年規程第40号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第16条第1項第4号特定不正行為関係)

| 措置の対象者                  |                         |                | 特定不正行為の程度      | 交付しない期間 |
|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------|---------|
| 特 定 不 正                 | 1. 研究の当初か               | <br>\ら特定不正行為を行 |                | 10年     |
| 行為に関                    | うことを意図して                | こいた場合など、特に     |                |         |
| 与した者                    | 悪質な者                    |                |                |         |
|                         | 2. 特定不正行                | 当該論文等の責任を      | 当該分野の研究の進展への影響 | 5~7年    |
|                         | 為があった研究                 | 負う著者(監修責任      | や社会的影響が大きく、又は行 |         |
|                         | に係る論文等の                 | 者、代表執筆者又は      | 為の悪質性が高いと判断される |         |
|                         | 著者                      | これらの者と同等の      | もの             |         |
|                         |                         | 責任を負うと認定さ      | 当該分野の研究の進展への影響 | 3~5年    |
|                         |                         | れた者)           | や社会的影響が小さく、又は行 |         |
|                         |                         |                | 為の悪質性が低いと判断される |         |
|                         |                         |                | もの             |         |
|                         |                         | 上記以外の著者        |                | 2~3年    |
|                         | 3. 1. 及び2.              | を除く特定不正行為      |                | 2~3年    |
|                         | に関与した者                  |                |                |         |
| 特定不正行為                  | 特定不正行為に関与していないものの、特定不正行 |                | 当該分野の研究の進展への影響 | 2~3年    |
| 為があった研究に係る論文等の責任者としての注意 |                         | や社会的影響が大きく、又は行 |                |         |
| 義務を怠った                  | ここと等により、当               | 協該論文等の内容につ     | 為の悪質性が高いと判断される |         |
| いて一定の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆 |                         |                | もの             |         |
| 者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された |                         |                | 当該分野の研究の進展への影響 | 1~2年    |
| 者)                      |                         |                | や社会的影響が小さく、又は行 |         |
|                         |                         |                | 為の悪質性が低いと判断される |         |
|                         |                         |                | もの             |         |

別表2(第16条第1項第4号不正使用等関係)

| 措置の対象者  | 不正使用の              | 程度  | 交付しない期間  |
|---|--------------------|---|--|
| I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者                     | 1. 個人の利益を得るための私的流用 |   | 10年  |
| Ⅱ 不正使用を行った研究者及<br>びそれに共謀した研究者                 | 2.                 | <ol> <li>社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの</li> </ol>      | 5年   |
|   |                    | ② ①及び③以外のもの<br>③ 社会への影響が小さく、行為<br>の悪質性も低いと判断される<br>もの | 2~4年   |
| Ⅲ 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究<br>者及びそれに共謀した研究者 | -                  |   | 5年   |
| IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者        | _                  |   | 善管注意義務を有す<br>る研究者の義務違反<br>の程度に応じ、上限<br>2年、下限1年 |

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- (1)上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額 な場合。
- (2) 上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。